石垣市国土強靱化地域計画

～概要版～

国土強靱化地域計画　計画策定の趣旨　（本編「はじめに」-１）

我が国においては、東日本大震災を始めとした近年の激甚化・頻発化する大規模自然災害に対して、従来の防災・減災の枠を超え、国土政策・産業政策なども含めた総合的な対応を平時から推進することが必要であるとして、「国土強靱化」の理念が掲げられています。国では、2013 年（平成 25 年）12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という）」が公布・施行され、2014 年（平成 26 年）６月には基本法に基づいて国の強靱化に係る計画の指針となる「国土強靱化基本計画」を定め、2018 年（平成 30 年）12 月に改訂を行いました。

沖縄県では、2019 年（平成 31 年）３月に「沖縄県国土強靱化地域計画」を策定しており、今回、本市においても、今後想定される大規模自然災害と起きてはならない最悪の事態から市民の生命及び生活を守るとともに、被害の低減を図るため、国及び県の計画を踏まえ「強さ」と「しなやかさ」を持った地域づくりを、総合的かつ計画的に進めていきます。

本市の強靱化に必要な視点　（本編第２章）

本市において想定される大規模自然災害から市民の生命・身体・財産を守り、社会の重要な機能を維持し、迅速な復旧・復興を可能とすることに加え、産業、都市機能、環境、エネルギー、医療、福祉等のさまざまな分野の強靱化を推進することにより、地域の活性化や本市の持続的な成長を促進します。

また、周りを海に囲まれている本市では標高が低い箇所において高潮や津波への対策が必要です。このほか、これまでに多くの観光客が来訪している等、本市の地域特性を踏まえた強靱化施策の検討が必要です。

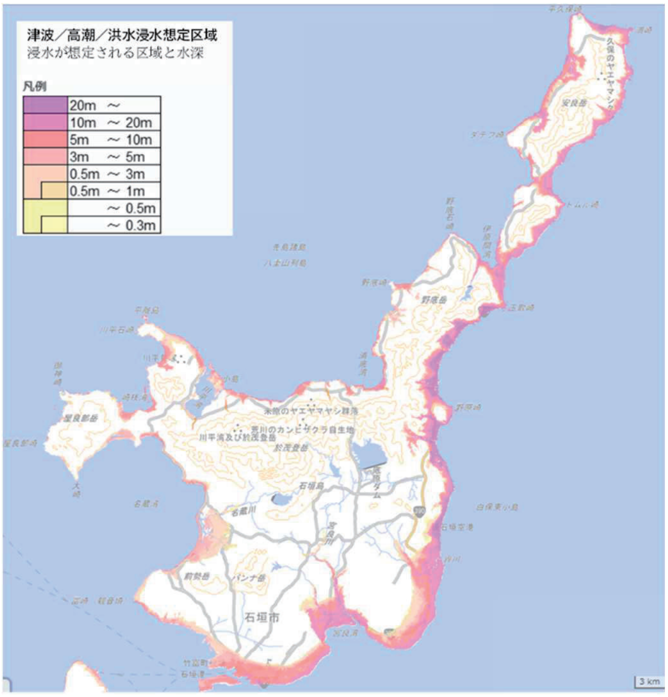

計画の位置づけ （本編「はじめに」-2）

本計画は、基本法第13条に規定する国土強靱化地域計画であり、本市の強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための指針として策定しており、国が定める「国土強靱化基本計画」と県が定める「沖縄県国土強靱化地域計画」との調和・連携を図ります。

また、本市の「石垣市地域防災計画」と同様に大規模自然災害を対象としますが、防災分野に限らず幅広い分野の取組を“平時”から進めることにより、市の強靱化を推進することに主眼をおいています。

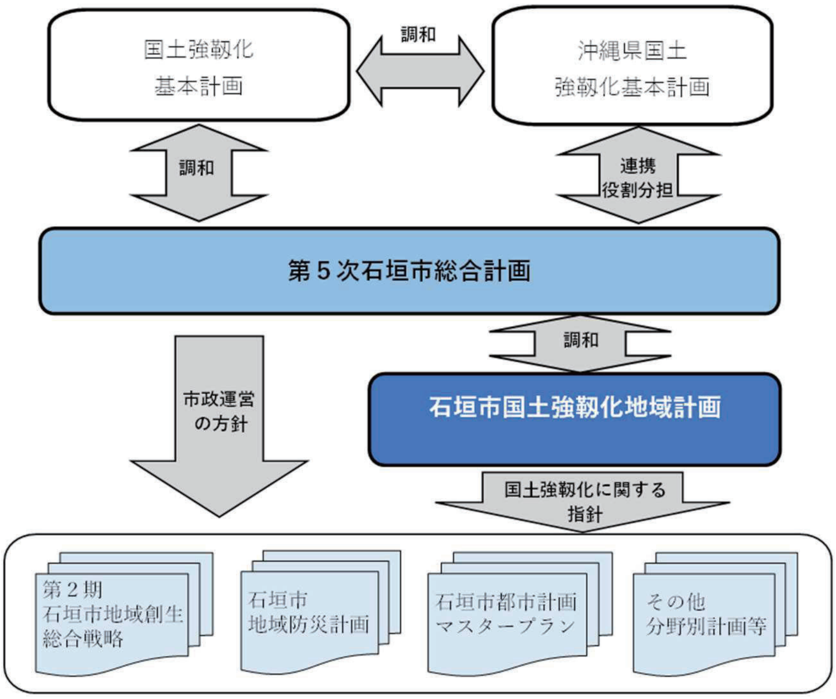

計画の策定と確実な強靱化の推進 （本編第２章～３章・５章）

本計画の策定に当たっては、国土強靱化基本計画及び沖縄県国土強靱化地域計画の基本目標を踏襲し、本市の地域特性や想定するリスクを踏まえ、４つの「基本目標」を設定しました。また、大規模自然災害を想定して、より具体の達成すべき目標として８つの「事前に備えるべき目標」のほか、46の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定しました。（詳細は次項以降参照）

これらを基に、本市の強靱化を推進していくにあたり取り組むべき施策についてリスクシナリオ毎に整理し、施策分野ごとに分析・評価を実施しました（脆弱性評価）。その上で、施策分野ごとの推進方針、方針に基づく関連事業等を検討し、計画として取りまとめました。（詳細は次項以降参照）

限られた資源で効率的・効果的に本市の強靱化をすすめるには、施策の重点化を図る必要があり、本市の地域特性等を勘案した重点施策を検討しました。

今後、各施策の推進状況等を踏まえ、概ね５年ごとに計画の見直しを行うこととします。なお、「第５次石垣市総合計画」は地域強靱化の視点も踏まえた総合的な計画であることから、本計画の進捗管理について同計画のPDCAサイクルとの整合を図るものとします。

施策分野別の施策の推進方針　（本編第４章）

本市の強靭化施策について、施策分野ごとに推進方針を整理しました。

個別施策分野			
1 地域の魅力と活気があふれるまち	①産業の高度化と複次化	②雇用対策の推進	③農業基盤の向上
	④畜産基盤の向上	⑤漁業基盤の向上	⑥ものづくりの振興とブランド化
	⑦商業振興に向けた総合的な施策展開	⑧中心市街地の活性化	⑨観光交流拠点としての石垣島らしさの確立
	⑩「観光危機管理計画」の推進・運用	⑪市街地の再整備・拡大	⑫都市活動を支える道路網の形成
	⑬新石垣空港の機能強化	⑭港湾機能の強化と賑わいあふれる港湾施設	⑮公園・緑地の整備
	⑯水道施設の整備・改良・更新	⑰下水道の整備・普及	⑱浸水対策の推進
	⑲総合戦略の推進	⑳市民参加の推進	
2 一人ひとりの個性を尊重し、発揮するまち	①男女共同参画の推進	②文化的・精神的資産の継承	③学校教育の充実
	④市民の主体的な学習活動の支援	⑤生涯学習の推進	⑥多様な展開によるスポーツ推進
	⑦国際交流の推進		
3 安全で快適に生活できるまち	①し尿処理化施設の一元化	②衛生的な環境の形成	③「石垣市風景計画」に基づく風景づくり
	④住宅需要に合わせた施策の推進	⑤公共交通ネットワークの形成	⑥都市緑化の促進
	⑦交通安全の推進	⑧地域の安全性確保	⑨ICT 基盤の利活用の推進
	⑩電子市役所の推進	⑪防災力の強化	⑫災害対応力の強化
	⑬不発弾対策の推進	⑭情報伝達手段の拡充	⑮水害に強いまちづくり
	⑯各種災害に対応できる体制の構築	⑰火災予防体制の強化	⑱地域消防防災力の強化
	⑲地域福祉力の向上	⑳高齢者福祉の向上	㉑障がい者福祉の向上
	㉒地域社会全体で子育てできる環境づくり	㉓市民の健康増進に向けた事業の推進	㉔市民団体の活動の支援
	㉕歴史・文化の継承と芸術文化の振興		
4 島の自然環境を守り、活かすまち	①森林の保全	②河川環境の保全	③自然海浜の保全
	④自然景観の保全	⑤「海洋基本計画」の推進	⑥廃棄物対策の推進
	⑦不法投棄対策	⑧環境共生型まちづくりの推進	⑨持続可能・循環型社会の構築
	⑩電力の安定供給		
5 行財政運営	①効率的な行政運営の推進	②市職員の人材育成	
横断的施策分野			
A リスクコミュニケーション	①地域福祉力の向上	②障がい者福祉の向上	③防災力の強化
	④市民団体の活動の支援	⑤市民参加の推進	
B 人材育成	①「観光危機管理計画」推進・運用	②市職員の人材育成	
C 官民連携	①観光交流拠点としての石垣島らしさの確立	②「観光危機管理計画」推進・運用	
D 老朽化対策	①地域社会全体で子育てできる環境づくり	②住宅需要に合わせた施策の推進	③水道施設の整備・改良・更新
	④学校教育の充実		

地域強靭化を達成するための重点施策　（本編第５章）

本市の強靭化を達成するため、本計画においては地域特性等を勘案した重点施策を検討しました。これら各種施策をもとに、効率的･効果的に本市の強靭化を進めます。

- 市街地の再整備・拡大
- 観光振興と連動した「観光危機管理計画」の推進・運用

起きてはならない最悪の事態　（本編第３章-１より）

事前に備えるべき目標			起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	市街地での住宅・建物・集客施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり市土の脆弱性が高まる事態
		1-5	台風による停電でエアコン等の暑さ対策、生命維持のための医療機器等の使用不能で多数の死傷者の発生
		1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助･救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、停電・断水や支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
		2-8	観光客等の帰宅困難者の発生
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
		3-2	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	高齢者や外国人等の災害弱者の情報獲得手段が限られていることによる重要情報伝達の不備
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断、国道 390 号等の基幹的交通ネットワークの機能停止等による地域経済活動の低下
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
		5-3	海上・航空輸送の機能の停止による市内外への甚大な影響
		5-4	金融サービス・郵便等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響
		5-5	食料等の安定供給の停滞
		5-6	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
		5-7	大規模地震、津波による基幹産業である農業施設の倒壊等及び被害拡大と長期間にわたる農業の停滞
6	大規模自然災害発生後であっても、生活･経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止、異常渇水等により用水の供給の途絶
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	市内を結ぶバス交通ネットワークが分断する事態
		6-5	石垣港の複数のターミナルの長期間にわたる機能不全により、海上ネットワークが分断する事態
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生、沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-2	津波による石垣漁港や石垣港等の船舶の打ち上げやがれきの海面漂流による船舶の航行不能、漁業操業の停止、沿岸市街地の建物倒壊、交通麻痺
		7-3	ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出
		7-5	農地・森林・珊瑚礁等の荒廃による被害の拡大
		7-6	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
		7-7	不発弾の爆発による複合被害の発生
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会･経済が迅速に再建･回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-6	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-7	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-8	観光客の来訪がなく、経済回復ができない事態

●発行年月/令和４年３月
●石垣市防災危機管理課